



保険料や税金の納め忘れはありませんか？
もう一度納付書をご確認ください

6月期分の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料および第1期分の特別区民税・都民税(普通徴収)は、6月30日が納期限です。期限内納付をお願いします。

(毎月1・11・21日発行)

発行:豊島区 編集:政策経営部広報課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎3981-1111
ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>

集中豪雨や台風接近に伴う大雨に注意しましょう

近年、都市型水害と呼ばれる突発的な短時間の集中豪雨や、台風などによる被害がたびたび発生しています。集中豪雨は、狭い範囲に数時間にわたって強く降り、100mmから数百mmの雨量をもたらします。区内では平成25年、南大塚一丁目地区を中心に160戸以上が浸水被害に遭いました。

大雨のシーズン到来にむけて、日ごろからの備えが必要です。台風・大雨が予想された際は、正確な情報収集と水防・浸水防止や避難の準備を行ない、避難勧告が出されたら速やかに行動してください。動きやすい格好で単独行動を避け、協力して避難しましょう。

☎防災危機管理課 ☎3981 - 2100



今日からはじめる台風・水害対策ポイント

- ①危険箇所の確認…区役所で配布している防災地図や洪水ハザードマップを活用しましょう(当課窓口などで配布。区ホームページからダウンロードも可)。浸水の恐れがある場合は、安全な避難ルートを確認しておきましょう。
- ②自宅まわりの整理…屋根、外壁、雨戸、ブロック塀などを点検し、不備な箇所は補修しておきましょう。また、自宅周辺の側溝のごみや泥を取り除き、水はけを良くしておきましょう。
- ③日頃の備え…浸水を防ぐための土のうを必要数用意しておきましょう。日頃から防災情報の収集に努めましょう。

東京都 下水道局より

下水道が整備された地域でも浸水被害が起こっています。都ホームページ <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>の降雨情報を活用してください。

☎北部下水道事務所 ☎5820 - 4352

◆防災・気象情報を 随時発信中!



豊島区
安全・安心メール



防災危機管理課
公式ツイッター



防災危機管理課
公式フェイスブック

税・国保・年金



20歳前の病気やけがによる障害 基礎年金を受けている方へ

所得状況届または障害状態確認届を提出してください。◇対象…20歳前の病気やけがによる障害基礎年金(年金証書の年金コードが2650または6350)を受けている方◇提出方法…日本年金機構から郵送される用紙に、住所、氏名を記入し、7月31日(必着)までに国民年金グループへ郵送。障害状態確認届(診断書)につい

ては、直接当グループ窓口へ持参。※届書の提出が遅れると、一時的に年金支給が停止されることがあります。

☎当グループ ☎3981 - 1952

福祉



福祉のしごと相談・面接会

7月8日(土) 午前11時～午後4時
としまセンタースクエア(区役所本庁舎1階)◇福祉や介護の仕事に就職を希望する方を対象に、区内特別養護老人ホームの各事業者のブース

で個別説明・相談☎当日直接会場へ。
☎高齢者事業グループ ☎4566 - 2432

訪問型サービス従事者育成研修 の受講生を募集します!

研修修了者は、区に住民登録がある要支援1、2相当の方を対象とした訪問型サービス(家事援助のみ)に従事できます。最終日は介護サービス事業者の「就職相談会」に参加可。詳細は区ホームページを参照◇日時…説明会/7月12日(水) 午前10～11時、午後1～2時、研修/7月26日(水)～28日(金) 午前9時～午後4時
いずれも区役所本庁舎5階509会議

室◇内容…説明会/豊島区の高齢社会の現状、訪問型サービス従事者育成研修について、研修/介護保険制度の概要、高齢者の特徴、認知症の理解、緊急対応、不正の防止、個人情報保護、コミュニケーションの手法、訪問のマナー、運営面・介護現場の理解◇区内に住民登録がある18～60歳の方◇50名

☎説明会は電話で7月11日までに高齢者福祉課総合事業グループ ☎4566 - 2435へ。直接窓口申込みも可※先着順。

研修は説明会会場で申込み※応募者多数の場合は抽選。

心身障害者(児)の各種手当と医療費助成のご案内

障害の程度や年齢などの条件、所得の制限があります。詳細は各担当へお問い合わせください。

手当名	対象者 (次の項目のいずれかに該当する方)	対象者(児)の年齢	担当
心身障害者福祉手当 ※	1種 ①身体障害者手帳1、2級の方 ②愛の手帳1～3度の方 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方	20歳以上 新規の方は65歳未満	障害福祉課 障害者在宅 支援グループ ☎3981 - 2141
	2種 ①身体障害者手帳3級の方 ②愛の手帳4度の方		
難病患者福祉手当 ※	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則等に基づき、特定疾病自己負担分に係る医療費の助成を受けている方	新規の方は65歳未満	
重度心身障害者手当	①重度の知的障害であって著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ③重度の肢体不自由者で両上下肢機能が失われ、かつ座っていることが困難な方(注)判定の結果非該当となる場合があります。		
特別障害者手当	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で区の指定する判定医により、手当の支給に該当する障害と認められる方	20歳以上	
障害児福祉手当	①身体障害者手帳おおむね1級の方 ②愛の手帳おおむね1度の方 ③常時介護を必要とする状態にある疾病、精神障害の方で、区の指定する判定医により、手当の支給に該当する障害と認められる方	20歳未満	
心身障害者医療費助成 ※	①身体障害者手帳1、2級(内部障害は3級まで)の方 ②愛の手帳1、2度の方	新規の方は65歳未満	
児童育成手当	障害手当 ①愛の手帳1～3度程度の児童 ②身体障害者手帳1、2級程度の児童 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の児童	20歳未満	子育て支援課 児童給付 グループ ☎3981 - 1417
	育成手当 父または母が重度の障害状態にある児童	18歳に達する年度の3月末まで	
特別児童扶養手当	①愛の手帳1～3度程度の児童 ②身体障害者手帳1～3級程度の児童(下肢障害4級程度の一部も該当) (注)長期間安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童も該当する場合があります。	20歳未満	
児童扶養手当	父または母が重度の障害状態にある児童	18歳に達する年度の3月末まで (注)中程度以上の障害児は20歳未満	

※今年度から心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当、心身障害者医療費助成は東部障害支援センター ☎3946 - 2511、西部障害支援センター ☎3974 - 5531でも申請可能。

●「広報としま」は、新聞折り込みのほか区民事務所などの区施設、区内の駅、公衆浴場、ファミリーマート(区内全店)などで配布しています。ご希望の方には個別に配達いたします。